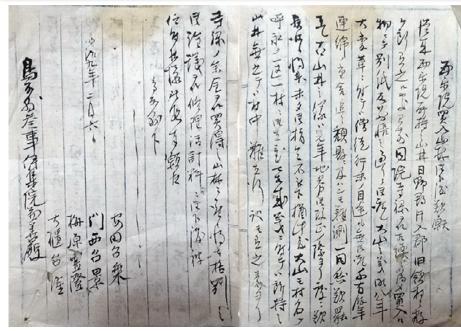
近代

第10章 近代国家の成立 2. 明治維新と文明開化(4)神道とキリスト教

神仏分離令と大山寺



「西楽院買入山林御下渡歎願」(大神山神社蔵)★

鳥取県参事

伊集院兼善殿 門西台景 梅原霊澄 安田台乗

二御立置可相成義二付テ 先年地券御改正ノ際ヨリ度々歎願 測一同愁嘆罷在候、古山林之儀ハ連綿ノ堂舎追々頽廃二及ハンモ難 此度大山モ村名ヲ呼永 仕候得共、未夕御指令不被下、 大山之義昨八年大変革二付テハ僧 物ニテ別紙反別帳之通リニ御座候、 然同院寺禄ヲ 入郡旧領村々数ヶ所有之候処、 林二御座候得者格別之御詮議ヲ 来西察院所持之山林日野郡 素ヨリ 西察院買入山林御下渡歎願 ノ目途も無御座、 寺禄ノ 可禄ノ余金ヲ以買得之ハ村中難立行訳モ有 以相続ノ為メ買入候 **ハテハ、所持** ルク一区一村 猶

解説

明治維新後、政府は王政復古による祭政一致の立場をとり、神祇 官を再興して国学者や神道家を登用し、神道国教化策を打ち出した。 1868 (明治元) 年には、神仏分離令を出してそれまでの神仏習合の伝 統を破壊し、寺院の支配下にあった神社は独立させた。

古くより地蔵信仰の霊場であった大山は、大山寺として地蔵菩薩 を本地とする中腹の大智明権現を本社に、付近の西楽院が本坊とし て寺務を取り仕切っていた。しかし、神仏分離令により山麓の二宮 大明神を大神山神社と改名、3年後に国幣小社に列格されたあと、 1875 (明治8) 年9月、大山寺号が廃絶となり、西楽院が廃寺とされる こととなった。

この資料は、大神山神社に残されていた大山寺関係資料の1つで あり、それまで大山寺運営の中心だった西楽院が正に取り壊される 1876(明治9)年のものである。西楽院所有の山林が地域に果たしてい

すが、 従来西楽院が日野郡 も存置されていくためには当方の すが、大山の名を冠する村が今後 ては先年から歎願している通りで愁嘆に暮れています。山林につい 愁嘆に暮れています。 続く大山寺の堂宇が退廃し、 有していた山林は別紙のとおり 山林がなくてはならないと思いま してくださるよう、 昨年の廃寺により千年以上 ぜひとも「修理活計料」を

る役割にかんがみ、困窮した寺院 が鳥取県に対し格別に「修理活計 料」として山の下渡しを求めてい る。権現附属建物とされることに なった西楽院のおかれた状況の厳 しさと、その中でも何らかの基盤 を守ろうとした僧徒の努力を読み 取ることができる。

(担当:前田孝行)

参考

- 近代5 行政 2・社会・宗教』(2018年)
- 第4巻 鳥取県『鳥取県史 社会・文化篇』(1969年)
- 近代 · 鳥取県『鳥取県史 第5巻 資料篇』(1967年)
- ・米子市史編さん協議会編『新修米子市史 第5巻 民俗編』(2000年)